

5-8 販売目的の家畜等を飼養している経営体数と飼養頭羽数【農林業センサス】

(基準日：各年2月1日、単位：経営体・頭・100羽)

年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養頭数	経営体数	飼養羽数	経営体数	出荷羽数
平成22年	48	2,978	21	2,286	4	6,415	9	1,192	6	31,020
27	37	2,834	33	X	4	6,441	4	465	3	1,160
令和2年	29	2,295	28	3,137	3	2,404	2	X	6	2,670

資料：農林水産省「農林業センサス」

※「乳用牛」とは、現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

※「肉用牛」とは、肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

※「豚」とは、自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。

※「採卵鶏」とは、卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

※「ブロイラー」とは、当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。肉用種、卵用種は問わない。

※飼養羽数及び出荷羽数は各单位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。

※「X」は、個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、数値を公表しないもの。